

医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第十七号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第四条第六項第一号及び第十項の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等（平成十六年厚生労働省告示第八十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和三年一月二十二日

厚生労働大臣 田村 憲久

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一〇十五 (略)</p> <p>十六 四―〔八―アミノ―三―〔(二S)――(ブターニ―イノイル)ピロリジン―ニ―イル〕イミダゾ〔一・五―a〕ピラジン―イ―イル〕―N―(ピリジン―ニ―イル)ベンズアミド(別名アカラブルチニブ)及びその製剤</p> <p>十七〇七十二 (略)</p> <p>七十三 〔二―〕〔五―クロロ―ニ―(ニ―メトキシ―四―〔四―(四―メチルピペラジン―イ―イル)ピペリジン―イ―イル〕ア―ニリノ〕ピリミジン―四―イル)アミノ〕フェニル〕ジメチル―<sup>5</sup>ル―ホスファノン(別名ブリグチニブ)及びその製剤</p> <p>七十四〇二百十七 (略)</p> <p>二百十八 アキシカブタゲン シロルユーセル</p> <p>二百十九 (略)</p>	<p>一〇十五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十六〇七十一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>七十二〇二百十五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二百十六 (略)</p>